

## 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 名誉会長，顧問及び参与の推薦に関する規程

### (目 的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）定款第28条に規定する名誉会長，顧問及び参与の理事会による推薦は，本規程による。

### (名誉会長)

第2条 名誉会長は，年齢がおおむね70歳以上の者で，次の各号の一に該当し，理事会が推薦した者を候補者とする。

- (1) 永年にわたって本協会の会長又はこれに準ずる役職を務め，登山，スポーツクライミング又は山岳スポーツ界に対して多大な功績のあった者
- (2) 前号に規定する以外の者で，本協会及び登山，スポーツクライミング又は山岳スポーツ界に対し特に多大な功績があり，名誉会長としてふさわしい者

### (顧 問)

第3条 顧問は，年齢がおおむね60歳以上の者で，次の各号の一に該当し，理事会が推薦した者を候補者とする。

- (1) 永年にわたって本協会の会長又はこれに準ずる役職を務め，本協会に対して多大な功績のあった者
- (2) 前号に規定する以外の者で，本協会に対し特に多大な功績があり，顧問としてふさわしい者

### (参 与)

第4条 参与は，年齢がおおむね50歳以上の者で，次の各号の一に該当し，理事会が推薦した者を候補者とする。

- (1) 永年にわたって本協会役員を務め，本協会に多大な功績のあった者
- (2) 定款第5条第1項第1号に規定する正会員が代表する各都道府県山岳連盟（協会）及び公益財団法人全国高等学校体育連盟登山専門部（以下「加盟団体」という。）において，会長，副会長，理事長又はその他の役職を永年にわたって努めて多大な功績があり，加盟団体長から申出があった者
- (3) 加盟団体に所属する山岳会（部）において，代表者又はこれに準ずる役職を永年にわたって務め，登山，スポーツクライミング又は山岳スポーツ界に多大な功績があり，加盟団体長から申出があった者
- (4) 前2号に規定する以外の者で，本協会に対し特に多大な功績があり，参与としてふさわしい者

(改 廃)

第 5 条 本規程の改廃は，理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は，平成 28 年 8 月 27 日から施行する。
- 2 この規程の施行時に，本協会の名誉会長，顧問及び参与の職にあった者は，この規程に基づき委嘱されたものとみなす。
- 3 社団法人日本山岳協会顧問及び参与の推薦に関する規程（平成 16 年 5 月 30 日施行）は，廃止する。
- 4 平成 29 年 3 月 4 日 一部改定（平成 29 年 4 月 1 日から施行する。）
- 5 平成 29 年 11 月 12 日 一部改定